

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項				是正を求める事項	措置の内容	
福祉部 地域福祉推進室	旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後 30日 以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが1件あった。				検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われない。	所属職員に管外出張における旅費の概算払に対する精算の期限について説明し、速やかに手続を行うよう周知徹底した。	
出張先		出張期間		旅費支給額	精算日	【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費 【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後 30日 以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。	併せて今回の監査委員事務局の指摘を踏まえ、精算の手続が遅れている者については、総務事務担当者から個別に、期限内に手続を行うよう促すなど、適正な精算事務の執行に努めている。
東京都		平成29年12月26日		29,820円	平成30年3月26日		

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年6月7日から同年7月5日まで）